

## 宅地建物取引業免許申請書等の閲覧所を利用される皆様へ

令和2年1月6日（月）から、宅地建物取引業免許申請書（知事免許）及び不動産鑑定業登録申請書（知事登録）の閲覧対象書面が一部変更となります。

### <改正点>

■ 宅地建物取引業免許申請書等

添付書類（4）と役員等の略歴書が、閲覧できなくなります。

■ 不動産鑑定業登録申請書等

不動産鑑定士登録通知書（または登録証明書）と役員等の略歴書が、閲覧できなくなります。

・引き続き閲覧できる書類については、下の一覧表をご覧ください。

### <改正対象>

■ 令和2年1月6日以降に受付の申請・届出のあった書類が対象となります。

・令和元年12月27日までに申請・届出受付を行った書類（閲覧対象分）は、従前どおり閲覧できます。

■ 令和2年1月6日以降の受付分の申請・届出書面のうち、閲覧できる書類

宅地建物取引業免許申請書（大阪府知事免許）	不動産鑑定業者登録申請書（大阪府知事登録）
表紙（任意で提出されている場合）	表紙（任意で提出されている場合）
第一面 免許申請書	第一面 登録申請書
第二面	第二面
第三面	POS連絡票（手数料を納付済であることを証するもの）
第四面（提出されている場合）	不動産鑑定業経歴書
POS連絡票（手数料を納付済であることを証するもの）	事務所ごとの不動産鑑定士（補）の氏名を記載した書面
履歴事項全部証明書	法第25条各号に該当しないことを誓約する書面
添付書類（1）宅地建物取引業経歴書	法第35条1項に規定する要件を備えていることを証する書面
貸借対照表	定款または寄付行為
損益計算書	履歴事項全部証明書
【個人の場合】資産に関する調書	
納税証明書	
添付書類（2）誓約書	
添付書類（3）専任の宅地建物取引士設置証明書	
添付書類（8）宅地建物取引業に従事する者の名簿	
事務所付近の案内図	
事務所の写真	
事務所平面図	
添付書類（5）事務所を使用する権原に関する書面	
分担金納付書	
委任状	

※変更届出書についても、上記取扱いに準じます。